

その他の感染症に係る保育所等の対応について

資料 1. 4

令和7年度に、市内保育所において腸管出血性大腸菌（O157）感染症の集団発生がありました。本件では、多くの園児や職員等がO157に感染し、終息までに相当な時間を要しました。季節、感染症の流行状況によっては、通常どおり衛生管理を行っていたとしても、感染症に曝露する可能性があります。夏季に多い傾向がある腸管出血性大腸菌感染症のように、季節に応じて、衛生管理などの感染予防を一層徹底いただきますよう、お願いいたします。

【参考資料】

- ・ 保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁）

本市HP < <https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000182/182735/1.4.1sankou.pdf> >

感染症の予防、感染症発生時の対応、感染症の種類ごとの特徴、予防に関する各種対応等について記載。

- ・ 大量調理施設衛生管理マニュアル

本市HP < <https://www.city.kawasaki.jp/450/cmsfiles/contents/0000182/182735/1.4.2sankou.pdf> >

集団給食施設等における食中毒を予防するために、H A C C P の概念に基づき、調理過程における重要管理事項等を記載。

※ 保育所は「大量調理施設」には該当しませんが、食中毒予防の観点から参考にしてください。

【感染症発生後の対応】

以下のような場合、保健所に可能なかぎり迅速に連絡し、感染の拡大、原因究明等について、保健所の指示・助言に基づき対応してください。また、併せて保育第1課に連絡し、今後の園運営について助言を得るようにしてください。

- ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ **上記①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合**
(「保育所における感染症対策ガイドライン」P39より)